

八雲町告示第 50 号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀の提案をした者（以下「最優秀事業者」という。）を随意契約の交渉相手方として選定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 8 年 4 月 22 日

八雲町長 萬 谷 俊



1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名称 八雲町観光パンフレット作製業務
- (2) 業務の内容 八雲町観光パンフレット作製業務企画提案仕様書による
- (3) 履行期限 契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

応募資格を有する事業者は、単体であつて、次に掲げる要件すべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本社・支社または営業所の所在地が北海道内であること。
- (3) 参加表明書の提出締切日までの間に、北海道や八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (4) 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注等から入札参加を除外されていない者であること。
- (5) 八雲町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 国税・都道府県税・市町村税の滞納が無いこと。
- (8) 過去に、次に掲げる業務を受注し完了した実績を有すること。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに、他の地方自治体にて本業務と同種または類似業務に関する委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。ただし、企画、デザイン、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。

3 契約締結までの日程

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりであるが、都合により変更する場合がある。

日 程	内 容
令和8年4月22日（水）	参加申請受付開始（公示）
令和8年4月22日（水）～令和8年5月12日（火）	質問受付期間
令和8年5月13日（水）	参加表明書等提出期限
令和8年5月19日（火）	質問に対する回答
令和8年5月19日（火）	参加資格確認結果通知
令和8年6月 2日（火）	企画提案書等提出期限
令和8年6月 9日（火）	プレゼンテーション審査
令和8年6月16日（火）	選定結果通知
令和8年6月中旬	契約締結

#### 4 最優秀の提案をした者の選定方法

実施要領により、提出された企画提案書を評価し、最優秀事業者を選定する。

#### 5 契約手続

八雲町財務規則の規定により契約手続を行う。

#### 6 その他

##### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングに遅刻及び参加しなかった場合の提案は無効とする。

ウ 審査結果及び最優秀事業者を公表する。

エ 詳細は、実施要領等による。

##### (4) 実施要領等の公開

八雲町ホームページ上で公開するので、次のアドレスから閲覧すること。

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/syokou/kanko-prop.htm>

#### 7 問い合わせ先

八雲町商工観光労政課（担当：齋藤）

〒049-3192 二海郡八雲町住初町 138 番地

電話番号 0137-62-2116（商工観光労政課直通）電子メール：shouko@town.yakumo.lg.jp